

時間外労働等改善助成金

生産性向上による労働時間の短縮や休暇の取得促進など、働き方改革に取り組む場合に受給の可能性があります！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の【1】～【4】のいずれかに該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

- 【1】時間外労働上限設定コース（2019年11月29日申請分まで）
 - ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
 - ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
 - ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定
- 【2】勤務間インターバル導入コース（2019年11月15日申請分まで）
 - ①新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること
 - ②対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
 - ③所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。
- 【3】職場意識改善コース（2019年9月30日申請分まで）
 - ①病気休暇や教育訓練休暇等、特定の特別休暇の何れか1つ以上を全ての事業場に新たに導入すること
 - ②①を達成した上で、労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させること
- 【4】テレワークコース（2019年12月2日申請分まで）

テレワークを新規で導入または継続して活用し、年次有給休暇の取得増や所定外労働時間数削減を実施すること

受給内容

【1】時間外労働上限設定コース...次のいずれか低い額 1企業当たりの上限200万円、
上限設定の上限額（50万円～150万円）および休日加算額（25万円～100万円）の合計額、
対象経費の合計額×補助率3/4

【2】勤務間インターバル導入コース...対象経費の合計額×補助率（上限額を超える場合は上限額）

	①新規導入		②③適用範囲の拡大・時間延長	
	補助率	上限額	補助率	上限額
休憩時間				
9時間以上、11時間未満	3/4	80万以上	3/4	40万以上
11時間以上	3/4	100万以上	3/4	50万以上

【3】職場意識改善コース...対象経費の合計額×補助率（上限額を超える場合は上限額）

達成状況	補助率	上限額
①のみを達成	1/2	50万円
①②を達成	3/4	100万円

【4】テレワークコース...対象経費の合計額×補助率（上限額を超える場合は上限額）

達成状況	補助率	1人当たり上限額	1企業当たり上限額
未達成	1/2	10万円	100万円
達成	3/4	20万円	150万円

※【1】【2】【3】共に、常時使用労働者数30名以下で、特定の要件を満たす場合の補助率：3/4→4/5

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所